

## 草津市農業振興計画策定懇談会開催要綱

### (目的)

第1条 草津市農業振興計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に必要な事項を定め、草津市農業振興計画の策定に必要な事項について意見交換をすることを目的とする。

### (懇談会の委員)

第2条 懇談会は、委員10人以内で開催する。

2 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) 市内の産業に係る事業所の職員
- (4) 農業関係機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

### (会長等)

第3条 懇談会の会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会の進行を行う。

3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (庶務)

第4条 懇談会の庶務は、環境経済部農林水産課において行う。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。